

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十五年一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
m i 株式会社育	奈良市青山八 一〇四	すくすく	奈良市青山八 一〇四	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 五年一月 一日